**○農林水産省告示第千六百九号**

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第二項の規定に基づき、平成十年七月十六日農林水産省告示第千五十七号の一部を改正する等の告示を次のように定め、平成二十四年八月一日から施行する。

平成二十四年六月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

第一　平成十年七月十六日農林水産省告示第千五十七号（遠洋かつお・まぐろ漁業及び母船式かつお・まぐろ漁業につき報告すべき事項及び方法を定める件）の一部を次のように改正する。

「又は母船式かつお・まぐろ漁業」を削り、「船長」の下に「（浮きはえ縄を使用する者に限る。）」を加え、「同表の相当下欄」を「それぞれ同表の下欄」に改める。

表を次のように改める。

| 報告すべき事項 | 期限 |
|---|---|
| 1　北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から赤道と西経三十五度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十五度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋の海域（以下「西大西洋の海域」という。）におけるくろまぐろの日別（採捕しなかった日を除く。）の漁獲数量、採捕の順序を示す番号別の重量及び採捕した日の正午位置 | 採捕した日の翌日 |
| 2　西大西洋の海域以外の大西洋の海域（地中海の海域を含む。）におけるくろまぐろの日別の漁獲数量、採捕の順序を示す番号別の重量及び正午位置 | 翌日 |

第二　平成十五年十一月二十日農林水産省告示第千八百九十五号（遠洋かつお・まぐろ漁業につき報告すべき事項及び方法を定める件）及び平成二十二年七月二十八日農林水産省告示第千百五十八号（遠洋かつお・まぐろ漁業につき報告すべき事項及び方法を定める件）は、廃止する。

**○農林水産省告示第千六百十号**

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第三十一条の六第一項（同令第六十条の三及び第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣が定める海域を次のように定め、平成二十四年八月一日から施行する。

平成二十四年六月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第三十一条の六第一項（同令第六十条の三及び第六十二条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める海域は、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（平成十七年条約第九号）第三条1に規定する海域のうち公海又は同条約の締約国の領海若しくは排他的経済水域（大韓民国にあっては同令別表第五第十一号の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表第十二号の項の上欄に掲げる区域）とする。

**○農林水産省告示第千六百十一号**

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十四年農林水産省令第十七号）の施行に伴い、平成十四年三月二十六日農林水産省告示第八百九十四号の一部を改正する等の告示を次のように定め、平成二十四年八月一日から施行する。

平成二十四年六月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

第一　平成十四年三月二十六日農林水産省告示第八百九十四号（漁船損害等補償法施行規則第二十八条の海域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

「別表第三の第十三号、第十六号及び第十七号」を「別表第五第九号、第十一号及び第十二号」に改める。

第二　平成二十年五月二十二日農林水産省告示第七百九十七号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十九条第一項ただし書の規定に基づく漁獲物等の転載の許可について農林水産大臣が告示する海域を定める件）は、廃止する。

**○農林水産省告示第千六百十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県一関市厳美町字天王一五三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡川本町大字川本二九九四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千六百十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町福岡字上代山三九九四の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県都城市高城町有水字渕ノ元四四七二の五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　保健衛生施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県東白川郡塙町大字那倉字岩下八八、八九、大字植田字南沢一二八、大字台宿字中稲沢二九の一、五七、五八、二一三の二、二一四の一、二一六から二一八まで、二二一、三六六の一五、三七六

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第七百四十八号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道3号改築工事（熊本北バイパス・熊本県熊本市北区四方寄町字外沖地内から合志市須屋字西谷地内まで）及びこれに伴う市道付替工事